

令和 5 年第 3 回さくら市議会 定例会提案理由説明書

(令和 5 年 10 月 3 日提出 追加議案第 1 号、追加報告第 1 号)

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	橋梁長寿命化工事（勝山パークブリッジ）請負契約について	P 3
2	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）	P 3
3	議案説明資料 参照法令等	P 5

ただいま上程されました追加議案の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、契約 1 件及び報告 1 件であります。

追加議案第 1 号は、橋梁長寿命化工事（勝山パークブリッジ）請負契約についてであります。

本案は、鬼怒川河川公園内の勝山パークブリッジの長寿命化を実施するため、栃木県さくら市氏家 2544 番地 岡村建設株式会社、代表取締役 岡村 昌仁 氏と契約金額 1 億 8 千 40 万円で契約したいので、さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

追加報告第 1 号は、専決処分事項の報告についてであります。

本件は、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された 100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解

について、市長において専決処分をしたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました追加議案の概要であります。何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

[議決事件]

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(1)～(4) 略

(5) その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。

(6)～(15) 略

2 略

[議会の委任による専決処分]

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

○ さくら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年条例第 55 号）（抄）

（議会の議決に付すべき契約）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 1 億 5,000 万円以上の工事又は製造の請負とする。

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に關すること。</u>	平成 17 年第 1 回 さくら市議会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日